

## 瀬戸内市小規模企業者及び中小企業者振興条例（案）について

### 1 条例制定の趣旨

瀬戸内市小規模企業者及び中小企業者振興条例は、市政の主要施策の一つとして、小規模企業者及び中小企業者（以下「小規模企業者等」という。）の振興に取り組む姿勢を明確化するものであり、小規模企業者等の振興における基本理念や市が取り組むべき施策の基本方針等を定め、より効果的な支援を目指します。

また、市だけではなく、小規模企業者等、地域経済団体、金融機関、大企業者、市民などが、地域社会における小規模企業者等の重要性についての認識を共有し、地域社会全体で連携及び協力して支援に努めることを求めます。

### 2 条例制定の背景

市内事業所の大多数は小規模企業者等です。

市内の小規模事業者等は地域経済にとって重要な役割を果たしています。そして、経済活動とともに従業員の所得や雇用など市民生活の全般にわたり大きな影響を与えています。

一方、小規模企業者等を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化に加え、産業構造の変化、さらには消費者ニーズの多様化、グローバル競争の激化といった経営環境の変化にも直面しています。

小規模企業者等の重要性に鑑み、地域を挙げて、より一層効果的な小規模企業者等に関する振興策を実施していくことが、本市の発展のためにも必要です。

そのため、その位置付けを明確にし、発展方向を示す瀬戸内市小規模企業者及び中小企業者振興条例(案) は、大きな意義を持つものであり、条例を制定し地域と一体となって、小規模企業者等を支援し、その振興を進めることが重要です。

### 3 条例（案）概要

#### 前文

この条例を制定する背景を示すと共に、小規模企業者及び中小企業者（以下「小規模企業者等」という。）が果たしている役割やその重要性、市の小規模企業者等に対する姿勢等条例全体の考え方を示しています。

#### 目的（第1条）

小規模企業者等の振興により、地域経済の発展と市民生活の向上に寄与する。

#### 定義（第2条）

小規模企業者、中小企業者、大企業者、地域経済団体等、この条例に使用している用語のうち、その意味を明確に定めておく必要があるものについて説明しています。

#### 基本理念（第3条）

小規模企業者等の自主的かつ創造的な事業活動が尊重され及び助長されることなど、小規模企業者等の振興における基本的な考え方を定めています。

#### 小規模企業者等の役割（第4条）

自主的に事業活動の向上・改善に努めるなど、小規模企業者等の役割を明確にしています。

#### 地域経済団体の役割（第5条）

小規模企業者等の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むなど、地域経済団体の役割を明確にしています。

#### 大企業者の役割（第6条）

小規模企業者等との連携、市が実施する小規模企業者等の振興に関する施策への協力など、大企業者の役割を明確にしています。

#### 金融機関の役割（第7条）

小規模企業者等に対し、有益な情報提供、経営相談等の支援に努めるとともに、円滑な資金の調達及び経営の改善に協力するよう努めるなど、金融機関の役割を明確にしています。

#### 学校の役割（第8条）

教育を通じて、地域の産業について、人々の生活との関連を踏まえて理解が進むよう努めるという学校の役割を明確にしています。

#### 学術研究機関の役割（第9条）

小規模企業者等が行う新商品及び新技術の開発等の支援、研究開発の協力等、産学連携の促進に努めるなど、学術研究機関の役割を明確にしています。

#### 市民の理解と協力（第 10 条）

小規模企業者等が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解するなど、小規模企業者等に対する市民の理解と協力について規定しています。

#### 市の責務（第 11 条）

第 3 条の基本理念にのっとり、市の実情に応じた小規模企業者等の振興に関する施策を総合的に推進するなど、市の責務を明確にしています。

#### 財政上の措置（第 12 条）

施策の実効性の担保のひとつとして財源的な裏付けが必要ですが、市全体としての財政を勘案しつつ、施策の優先度と効果を十分検討したうえで、予算確保と効率的な執行に努めることを規定しています。

#### 施行期日（附則）

この条例の効力がいつから発生するかを規定しています。